

立憲民主・市民連合 都市行政調査報告書

調査項目：映像のまち構想について

調査日時：令和元年6月27日(木) 10時00分～11時30分

調査先：足利市役所

参加議員：榎山直義、大林愛慶、菊地ルツ、佐々木直美、石橋勝美、鈴木仁志

調査概要

足利市は人口が約15万人、面積は178平方キロメートル。これまで織物のまちとして発展してきたが、近年はアルミ・機械金属・プラスチック工業を扱い、商工業都市として栄えているところ。平成25年11月に、足利市に元気を取り戻す目的として現在の和泉市長が「映像のまち構想」を発表。平成26年4月に映像のまち推進課を設置し、正規職員3名と補助職員1名でスタートした。現在は正規職員6名・補助職員1名・地域おこし協力隊1名の8名となっている。取り組み方として、(1)映像をきっかけとした地域活性化 (2)映像が文化・風土として息づくまち (3)映像関連産業の集積 の3つを構想の基本柱としている。職員が具体的に行っていることとして、①映画やドラマの撮影支援 ②「映像」をきっかけとした事業 ③「ユナイテッド・シネマ アシコタウンあしかが」との連携 ④「映像のまち あしかが」の周知・啓発の4つの取り組みがある。

① 映画やドラマの撮影支援

これは「撮影支援無くして映像のまちなし」といわれる程重要で、積み重ねていくことで地方にまちをアピールできる素材を増やしていくことができると考えている。ここでの職員の役割は、撮影場所の相談、調整や支援場所や駐車場所の調整、ロケ地と撮影隊とのギャップ（感覚）を埋めること（※1）、市内業者活用の促進（※2）、参加エキストラの満足度UP（関わった全ての人の「良かった」を目指す）の5つである。これらを誠実に対応していくことで、映画業界内の口コミで足利市の評判が広がり、現在は相談件数も増加している。したがって撮影に関する営業はしていない。撮影実績として数多くあるなかでここでは、映画『湯を沸かすほどの熱い愛』、『今夜、ロマンス劇場で』、ドラマ『今日から俺は!!』、CM『Y! MOBILE』、『東京海上日動』が例として挙げられた。

（※1）ロケ地と撮影隊とのギャップ（感覚）を埋める…ロケに集中するあまり周りが見えなくなる、深夜の撮影、ロケ地先で迷惑が掛かってしまった場合などにおいて負担が少なくなるようにするため、職員が間に入りサポートする。

（※2）市内業者活用の促進…発電機、高所からの撮影のための足場作り、冷暖房器具などは足利市内にある民間企業を使うよう促している。

- ・撮影効果について…作品が映画館やテレビで放映され、またニュースや新聞に取り上げられることで、足利市の知名度やイメージ、シビックプライド（市民の誇り）の醸成に繋がる。さらに SNS 上で「地元を誇りに思う」とのコメントも増え、このことから効果が表れていると認識している。

- ・経済効果について…撮影が始まると発生する費用（ロケ弁当、ロケ地の使用料、キャストやスタッフの宿泊費、車輛、消耗品など）が足利市内で発生する。長期になるほど費用が発生する。

② 「映像」をきっかけとした事業

観光客の誘致や人づくりを通してそのまちとしての雰囲気盛り上げていこうというもの。ロケ地めぐりバスツアーを行っている。今回はドラマ「今日から俺は!!」を例に挙げた。日本テレビと JTB と職員が連携して行い（職員は解説者）、2 日間で分け計 80 名を募ったところ 15 分で完売した。その中で飲食店などのロケ地に使われた施設は目に見える形で経済効果が表れた。また、河川敷やロケ地、ユナイテッド・シネマ アシコタウンあしかがなどの市内各地で映画を上映する「あしかが映像まつり」を行い、市民にスクリーンで映画を観る素晴らしさを伝えている。例として、河川敷での野外上映会「中橋リバーサイドシネマ」、ロケ地は学園モノの聖地「西高学園」が挙げられた。

- ・映像業界の仕事オープンカレッジ…平成 31 年 2 月に足利デザイン・ビューティー専門学校と連携し、講師に大宮 早矢香氏（日本テレビでヘアメイクとして活躍）を招き在校生を対象にヘアメイクの仕事について講演及びデモンストレーションを行う。194 名の参加者。

- ・短篇映画製作ワークショップ…平成 30 年 7 月～8 月にかけて全 4 回の講座を行う。市内の小学校 5 年生から高校 3 年生までの 20 名が参加。脚本・台本作りとして 4 名、演じる役として 16 名がそれぞれ分かれて、役割を勉強しながら短篇映画を作るもの。

③ 「ユナイテッド・シネマ アシコタウンあしかが」との連携

以前は市内に映画館がなかった時期もあったが、現在は「ユナイテッド・シネマ アシコタウンあしかが」がある。過去に映画館が撤退してしまった反省も踏まえ、㈱ピーアンドディコンサルティングと足利市とユナイテッド・シネマ㈱の 3 者間による全国初の包括連携協定を定めた。具体的な取り組みとして、懐かしの名作を午前 10 時に上映する「午前十時の映画祭」や映画館の一角に PR やロケ作品、出演者のサイン等が置かれた「映像のまち推進コーナーの設置」、ロケ作品の舞台挨拶付き上映（他ではない程頻繁に行っている）等が挙げられた。

④ 「映像のまち あしかが」の周知・啓発

取り組みを HP・Twitter・Facebook・Instagram などの SNS を使って周知・啓発を図っている。フォロワー数が、平成 28 年は約 5,000 件だったものが、平成 29 年は 15,000 件になった。他に積極的な取材の受入れや報道機関への投げ込みを行っている。

質疑応答

質) 誘致について、もっと積極的に営業活動を行うことは考えないのか。

答) 作品を作る側は、良い作品を作ろうとイメージしている。そのイメージとマッチングしなかった場合、売り込みをすればするほど逃げていく恐れがあるので行っていない。幸いにして口コミが広がっているのと、作品を作る際に制作スタッフを編成、作品完成後解散、別の作品を作る際に制作スタッフが編成される（この時のスタッフに過去足利市で経験があれば、そこを使おうとなる場合がある）の 2 点において、対応できている。

質) 映像のまち構想を始める前に、足利市は元々その成功を見込めるような環境であったのか。また、ロケ地で使われた「旧足利西高校」であるが、撮影以外ではどのような使われ方をしているのか。

答) 作品のイメージに合うような場所も多数あり、そのような環境であったと認識している。旧足利西高校については平成 21 年に廃校となった。元々は女子高校であったため状態も良く、一時期はこの廃校舎をどうするのか考えていたが、ロケ地として確立して以降は、撮影拠点としての位置づけのため、一般的には開放していない。

質) 職員の負担はどうか。

答) 役所内の勤務時間で終わるわけではなく、携帯に連絡が来る時間も早朝から深夜と、その作品の製作時間によって疎らである。大変多忙であることは否めない。

質) 地域おこし協力隊 1 名とはどのような人がなっているのか。その役割は。国外からのロケ地依頼はあるのか。

答) 地域おこし協力隊の 1 名は、映画の宣伝会社に勤めている人で、役割は映像のまち構想の取り組みに対してアイデアを出してもらっている。稀に国外からの撮影依頼もあるが、言語の壁に苦労しながらも対応している。

所感

帯広市は、2019 年に「なつぞら」のロケ地として使われた。日本中で大ヒットしたことにより、帯広市は経済効果を高めることに成功した。しかし単発作品のため、いつまでもということにはならないだろう。「なつぞら」が残した成果からロケ地として

十勝が充分通じることを認識した。そこで市が今後どのような形でフィルム・コミッション事業に関わっていけるのか、時代を見据えながら考えていく必要がある。また、市民の協力も不可欠である。足利市民はロケ地であることを誇りにして、一体感を持って取り組んでいた。この共感がないと成功しないと考える。議会としてまずはどのように周知し、協力を求めていくことができるのかを検討しなくてはならない。知名度について「十勝」としてはあるものの、「帯広市」としてはまだ不十分である。ロケ地として十勝が頻繁に舞台となれば、当然その中心である帯広市にも恩恵を受ける。市が今後、民間企業やとちろフィルム・コミッション連絡協議会と連携し、どのような形で取り組んでいけるのか。今回の視察で学んだことを活かして議会で議論し、市に反映していけるよう努力して参りたい。

調査項目：農福連携について

調査日時：令和元年6月27日（木） 16時10分～17時30分

調査先：社会福祉法人元気村 観光福祉農園「元気村ファーム」
（夢工房翔裕園 併設）

参加議員：榎山直義、大林愛慶、菊地ルツ、佐々木直美、石橋勝美、鈴木仁志

視察目的

帯広市における平成29年度末の身体障害、知的障害、精神障害の手帳を受けている人数は合計12,730人であり、法定雇用率達成企業の割合は平成30年6月1日現在で46.8%となっている。

基幹産業が農業である本市において、効率的・実行可能な農福連携の形を模索し、地域に実現するため調査を実施した。



施設概要：2010年5月1日開設

就労移行支援事業（定員10名／登録者10名）

就労継続支援B型（定員24名／登録者40名）

B型生産活動：観光福祉農園運営（元気ファーム）

パン製造販売（あおぞらベーカリー）

硬式野球ボールの修繕

視察先取り組み経緯（農福連携事業に関して）：



- 2015年4月 埼玉県障がい者農業参入チャレンジ事業参加（玉葱栽培）
- 2015年10月 農地拡大 玉葱以外の作物模索
- 2016年2月 農水省・都市農業機能発揮対策事業（900万円）
・福祉農園地域支援事業（300万円）助成金申請
- 2016年4月 農水省助成金決定（いちごハウス）
- 2016年6月 埼玉県技術指導員支援制度申請・決定（40万円）
- 2016年7月 いちごハウス建築工事開始
- 2016年9月 いちごハウス完成・定植
- 2016年10月 ブルーベリー定植（赤い羽根共同募金助成 350万円）
- 2017年1月 いちご農園開園
- 2017年7月 ブルーベリー農園開園

視察先取り組み目的：

- ① 生産活動の多様化による障がい者施設の価値向上
- ② 障がい者の能力開発・向上による生活・就労支援
- ③ 農地活用による地域貢献
- ④ 観光農園化による開かれた施設の確立
- ⑤ 収穫・定植体験型農園で収益を得る
- ⑥ 年間通じて作物を栽培＝作業を創出
- ⑦ 工賃向上を目指す

年間スケジュール：

（耕作面積：約 3,000 m²）

- 1~5月 いちご狩り・直売
- 5月 チューリップ開花
- 6月 玉葱収穫・サツマイモ定植
- 8月 ひまわり開花（ひまわりは福島県災害支援ボランティアとして栽培）

- 7~9月 ブルーベリー狩り・直売
- 9月 いちご定植・サツマイモ掘り
- 11月 玉葱・チューリップ定植



さつまいも農園

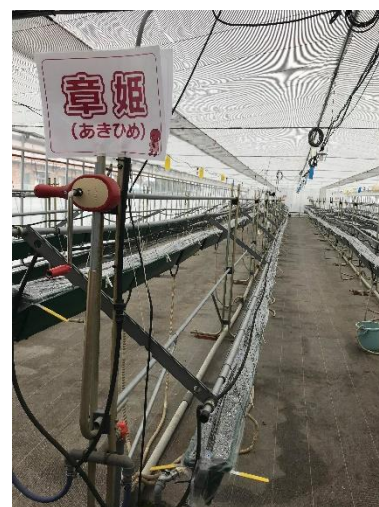
収穫玉葱

ブルーベリー観光農園

農園年間売り上げ・いちご狩り来園者数推移：

	2016	2017	2018	2019
売り上げ	384 万円	623 万円	614 万円	784 万円
来園者数	1,746 人	3,674 人	3,229 人	4,628 人

3年経過後売り上げは約2倍達成



課題：

- ・福祉施設が農業参入したため、誰が農園管理を行うか。
職員による支援と農園管理の両立が可能か、または農業専任職員を雇用できるか等の管理体制。
- ・定員24名のところ登録者が40名となっており、2018年度の工賃が9,220円と伸び悩んだ。
農園整備費・作業員数と工賃向上のバランス。
- ・今後の規模拡大が出来るか。

- ・ B 型サービス利用者は月 8 休（土日祝日の稼ぎ時にいない）なので、観光農園営業時に稼働しづらい。

質疑応答

夢工房翔裕園)

元気ファームへの視察のきっかけは
視察団議員)

十勝型農業は少人数大規模化が進み IT・AI 等による先進化に取り組んでいる。
障がい者就労の場をどのように地域に創出していくかが課題となっている。

夢工房翔裕園)

国が提唱する農業における人手不足と雇用の場を求める障がい者との連携を図るのが農福連携。ここに於いても兼業農家が多くなかなか難しいのが現状。

形としては*農業法人などが障がい者を雇用する

*特定子会社の農業分野で障がい者を雇用する

*福祉施設が農業分野に参入する

*農業法人が農作業を障害者施設に委託する

の 4 パターンが有り当施設は福祉施設の農業分野への参入という形を取っている。

(以下 Q：視察団議員、 A：夢工房翔裕園)

Q) 利用者は精神障がいの方が 8 割とのことだが、その他の方はどのような状況か。

A) 知的、身体ですね。

Q) 工賃が 9 千円台となっているが B 型平均の 1 万 5 千円台には届いていないが。

A) 登録者数が多いことと必要経費がかさむことが原因。

定員数 (20 人) だけで割ると 1 万 2500 円になる。

当施設で栽培している苺の株数は 5 千株、周辺農家は 1 万株を栽培している。

農業部門で工賃向上の傾向にあるが、規模拡大が伴わないと平均工賃達成は難しい。

Q) 規模や稼働時間ではなく、技術的な水準は利用者の方は満たしているか。

A) 技術水準は達している。

Q) 利用者さんが経年スキルを積んで新しい利用者への指導に携わることはあるか。

A) 知的・身体の利用者は毎日作業することが多いが、精神の利用者は利用回数が少ないので指導までは至らない。しかし精神障害の利用者が当法人に就職して作業・支援にあたっているケースもある。

- Q) 国の補助はどうなっているか。
A) スタートアップで活用したものだけで現在はない。
Q) 自治体との連携はどうなっているか。
A) ふるさと納税の品目にいちご狩りとして登録されている。
Q) 事業の採算性を図ることが難しい。また、継続就労の状況は。
A) 継続就労は出来ている。翌年の補助に直結する。
当施設から B 型就労支援から 1 人就労しているので加算が上がった。

所感

まだ事業所設立から 4 年と日が浅く、運営と工賃向上のはざままで整理されていない課題があると感じた。利用者の 8 割が精神障がい者であるということが、体調の変化に合わせて利用回数が伸びない要因と伺った。やはり適正・作業とのマッチングが運営の鍵であり、いかにして利用者のモチベーションを保つかも重要であると感じた。

また、支援員の雇用条件を考えると観光農園（土日祝日が主な営業日）としての運営の難しさがあると考察する。運営年数を重ね、「障がい者就労の支援」と「農業分野に参入した事業所としての採算性」というバランスを図って行くことが課題であると感じた。

調査事項：「明るく安全な里山林整備について」

調査日時：令和元年6月28日（金）13時30分～15時00分

調査先：真岡市議会 第二委員会室

参加議員：榎山直義、大林愛慶、菊地ルツ、佐々木直美、石橋勝美、鈴木仁志

調査項目

1. 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」と「もおかの明るく安全な森づくり事業」の概要について
2. 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」と「もおかの明るく安全な森づくり事業」の活用状況及びこれまでの経緯
3. 森づくり事業の今後の課題
4. 森林組合などとの連携体制
5. 今後の財源確保
6. 現地調査：ふれあいの森伊勢崎

調査内容

1. 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」と「もおかの明るく安全な森づくり事業」の概要について

(1) 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」（以下、県民税事業）

- 事業期間：平成30年度～令和9年度（第1期 平成20年度～29年度）
- 実施区域：栃木県内
- 実施主体：自治体及び森づくり活動団体
- 協定締結者：地権者・管理団体・自治体の三者
- 協定期間：10年
- 制限等：協定期間中の他用途への転用及び、区域全体の皆伐
- 交付金交付期間

整備費：1年ないし2年

管理費：4年間（ただし、第1期において里山林を整備した団体は5年間）

○里山林整備事業（新規整備）

① 地域で育み未来につなぐ里山林整備

整備費：1,000千円/ha 5年間

対象面積：継続して管理活用ができて、整備活用計画が策定された里山林（地域である程度管理が出来る計画がある里山林全般はこの事業に該当）

② 通学路等の安全安心を確保するための里山林整備

整備費：1年目 250千円/ha

2年目～5年目 50千円/ha（1年間当たり）

③ 野生獣被害軽減のための里山林整備

整備費：1年目 260千円/ha

2年目～5年目 50千円/ha（1年間当たり）

○里山林管理事業

① 第1期（平成20年度から29年度）において、里山林を整備し、交付期間の満了した里山林の維持管理を支援する事業

② 管理費：50千円/ha（最大5年間）

○対象外経費

① 土地の購入・補償に関する経費

② 職員人件費、施設維持管理費等

○完了検査等

年度末に完了報告及び完了検査を実施

○その他

森林の一般市民の利用による公益性から森林の固定資産税の公益減免措置（野生獣被害対策は除く）

(2) 「もおかの明るく安全なもりづくり事業」（以下、市単独事業）

○事業期間：平成28年度～令和7年度

○実施区域：真岡市内

○実施主体：森づくり活動団体

○協定締結者：地権者・管理団体・真岡市の三者

○協定期間：5年（事業期間内での更新可能）

○制限等：協定期間中の他用途への転用及び、区域全体の皆伐

○里山林整備事業（新規整備）

① 対象事業

里山林の再生・整備（野生獣被害軽減を含む）

但し、県民税事業で既に整備した地区を除く

② 対象面積：概ね1ha以上

③ 整備費：120千円/ha

刈り払い等整備作業費20千円（管理費と同額）

刈り払ったササ類・低木、枯れ枝・倒木等の処分費

④ 交付期間：1年

○里山林管理事業

① 対象事業及び対象経費

ア 県民税事業により整備を行った地区の管理費

イ 市単独事業により新たに整備を行った地区の管理費

ウ 整備した森林を活用した地域交流会や環境学習会等に充てる費用

② 管理費：一律20千円/ha

③ 交付期間

ア 県民税事業の協定期間中にあつては県交付金終了後の残り期間

- イ 県の協定期間が終了した地区は、新協定から5年間
- ウ 市単独事業により新たに整備した地区は、4年間
- 対象外経費：基本的に県民税事業と同じ
- 完了検査等：県民税事業と同じ
- その他：県民税事業と同じ

2. 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」と「もおかの明るく安全な森づくり事業」の事業の活用状況及びこれまでの経緯
 県民税事業と市単独事業の活用状況

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」と「もおかの明るく安全な森づくり事業」の活用状況

年度	事業名	整備費	管理費	団体数	面積 (ha)	備考
平成20年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業	1,945,439円		2団体	4ha	※第1期 とちぎの元気な森づくり県民税事業開始
平成21年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業	5,398,914円		3団体	14.1ha	
			205,000円	1団体	4.1ha	
	管理費					
平成22年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業	8,060,815円		3団体	18.6ha	
			405,000円	3団体	8.1ha	
	管理費					
平成23年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業	7,362,256円		6団体	16.3ha	
			910,000円	4団体	18.2ha	
	管理費					
平成24年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業	4,759,765円		3団体	12.8ha	
			1,425,000円	5団体	28.5ha	
	管理費					
平成25年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業	0円		0団体	0ha	
			2,228,000円	6団体	36.9ha	
	管理費					
平成26年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業	3,200,000円		1団体	3.2ha	
			2,228,000円	6団体	33.2ha	
	管理費					
平成27年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業	0円		0団体	0ha	※平成27年度以降 新たな整備事業は行われていない
			1,523,000円	6団体	23.1ha	
	管理費					
平成28年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業					※もおかの明るく安全な森づくり事業開始
		928,000円		2団体	11.2ha	
	もおかの明るく安全な森づくり事業		666,000円	7団体	33.3ha	
	管理費					
平成29年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業					
		0円		0団体	0ha	
	もおかの明るく安全な森づくり事業		890,000円	8団体	44.5ha	
平成30年度	とちぎの元気な森づくり県民税事業					※第2期 とちぎの元気な森づくり県民税事業開始
			2,160,000円	8団体	43.2ha	

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」と「もおかの明るく安全な森づくり事業」の活用状況

第1期とちぎの元気な森づくり 終了 ▼ 第2期とちぎの元気な森づくり 開始

団体名	実施箇所	当初面積	変更面積	年度	令和元年度 交付金額																			
					H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
高田山専修寺の森を守る会	専修寺	4.1 ha	4.1 ha	協定期間 交付金																			205,000	
				整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
もか環境パートナーシップ会議	大久保①	1.0 ha	0 ha	協定期間 交付金																			80,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
ふれあいの森ながた	大久保④	1.6 ha	1.6 ha	協定期間 交付金																			330,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				
ふれあいの森・いそやま	磯山①	6.5 ha	5.9 ha	協定期間 交付金																			445,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				
ふれあいの森伊勢崎	磯山②	3.0 ha	3.0 ha	協定期間 交付金																			500,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				
ふれあいの森古山	伊勢崎①	5.5 ha	5.5 ha	協定期間 交付金																			330,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				
ふれあいの森高間木	伊勢崎② (生物多様性)	4.6 ha	4.5 ha	協定期間 交付金																			80,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				
中村八幡宮の社農を守る会	古山①	4.4 ha	4.4 ha	協定期間 交付金																			160,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				
中村八幡宮	古山②	2.2 ha	2.2 ha	協定期間 交付金																			80,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				
大久保③	磯山③	1.6 ha	1.6 ha	協定期間 交付金																			80,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				
中村八幡宮	H23.8~	H23.10~	H23.11~	協定期間 交付金																			160,000	
				整備	整備	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理		管理
				協定期間 交付金																				

整備 とちぎの元気な森づくり整備費(県費)
 管理 とちぎの元気な森づくり管理費(県費)
 管理 もおかの明るく安全な森づくり管理費(市費)

～資料の説明～

緑色、整備と書かれたもの：県民税事業で整備費として交付したもの。
 紫色、管理と書かれたもの：県民税事業で管理費として交付したもの。
 水色、管理と書かれたもの：市単独事業において交付した管理費。

現在真岡市において、森づくり団体8団体にそれぞれ交付している。8団体において当初県民税事業で整備を（平成20年度～26年度）行って頂いた。
 整備終了後の4年間、同じく県民税事業の方で管理費を交付している。
 しかし、早い段階で整備した団体においては、管理費の交付期間が終了し団体独自の管理に移行している。

白色空白の部分、県民税事業・市単独事業どちらでも交付していない期間。

このような期間が発生したことから平成28年度より市単独事業を創設して管理費を交付している。

また、30年度から県民税事業第2期がスタートしたので、県民税事業での管理費に移行して今後5年間は県民税事業で管理費を交付予定、交付終了後は市単独事業で管理費を交付する予定。

今年度の県民税事業で8団体に交付予定の管理費は、58.1ha 2,905千円。

森づくり事業 活動写真 (平成30年度 撮影)



森づくり事業によって整備された里山林 (平成30年度 撮影)



高田山専修寺の森を守る会



ふれあいの森 いそやま



ふれあいの森 高岡木



ふれあいの森 伊勢崎

整備後の管理に関しては、基本的に下草刈・倒木の管理・適切な伐採等を行って里山林の維持管理を行っている。

その結果、この森づくり事業によって整備された里山林は、8 団体おなじ様に綺麗な状態が 10 年間維持され、市民の憩いの場として活用している。

里山林の整備事業に関して県民税事業の概要パンフレットを参照して頂きたいが、県民税事業ではその他にも木造木質化に関する支援や地域活動の支援、他の森づくりに関しても支援事業を実施している。

「植える、育てる、伐る、使う」の循環が大切

～森林資源の循環利用は地球温暖化の防止に貢献～

木材は、住宅等に利用された炭素を貯蔵する「緑の森林」としての役割を果たし、さらに、工ネルギーを多く消費して製造された紙やコンクリート等の資材や化石燃料の代わりに利用されることで、CO₂の排出を抑制します。

～木質化によるCO₂削減効果～

とちぎ木づかい条例 平成29(2017)年10月制定

とちぎの元気な森づくり県民税とは？

納税義務者 県民税等納税の義務者等と同一です。
個人：県内に住所・家庭数などを有する個人
法人：県内に事務所、事業所などを有する法人

納税方法 県民税の用紙割付に、とちぎの元気な森づくり県民税として下記の額を算定していただくことになります。

税率 個人：年額700円
法人：均等割額の7%

【課税対象】
① 令和2年10月1日現在の課税対象者
② 令和2年10月1日現在の課税対象者
③ 令和2年10月1日現在の課税対象者

とちぎの元気な森づくり県民税Q&A

Q 国の森林環境税、森林環境税と何が導入されると聞いていますか？
A 今年度から県民税の一部を見直し、県民税のあり方についても検討を行います。

問い合わせ先

栃木県環境森林部	
環境森林課 030-823-3302 森林政策推進課 030-823-3303	県東環境森林事務所 0285-81-9001 (宇都宮市・湯浅町・上野川町・妻小川町・渡辺町・高根町・高根町)
県南環境森林事務所 0288-21-1178 (鹿野町・石巻町)	県北環境森林事務所 0287-22-4303 (宇都宮市・高根町・高根町・高根町・高根町・高根町)
	県西環境森林事務所 0287-43-0427 (奥羽市・奥羽市・奥羽市・奥羽市)

県ホームページ ホーム > 暮らし・環境 > 自然・動植物 > 森づくり > とちぎの元気な森づくり(とちぎの元気な森づくり県民税事業)

令和元(2019)年度 とちぎの元気な森づくり県民税

私たちの大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20(2008)年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、長年手入れされていなかった森林の整備を進めてきました。

平成30(2018)年度からは森林の現状を踏まえ、森林の高齢化や境界等が不明な森林の増加などの課題に対応するため、期間を10年間延長し、森林の善後などに取り組んでいます。

とちぎの元気な森づくり憲章

～発見そう「森と木の文化」～
～引き継ごう「とちぎの元気な森づくり」～

私たちは、古くから暮らしの中で森や木と深く関わり、森と木の文化を育んできました。先人の意志の受け継ぎにより守り育てられてきた森は、県民みんなの財産として健全な状態で、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、県民一人ひとりが森の大切さに気づき、育んだ森の現状を認識し、新たな森づくり活動に取り組んでいくことが必要です。

私たちは、本県の森づくりを育むに、未来に繋ぐため、県民全員が、行動できる「とちぎの元気な森づくり憲章」を制定します。

私たちは、

1. 森からの恵みに感謝し、語り合い、森への理解を深めます。
2. 暮らしや環境を守るため、元気な森づくりを進めます。
3. 木の文化を育む意識し、暮らしの中で木材の活用を進めます。
4. みんなの理解と協力の輪を広げて、元気な森をつくります。
5. 100年後の未来のために、すべての生きものが豊かに生きられる元気な森を創ります。

私たちは、「森と木の文化」を育むとともに、それぞれの立場で「とちぎの元気な森づくり」に参加し、「森からの恵み」を後世に伝えます。

2019年3月25日 環境
栃木県・とちぎの元気な森づくり県民税

栃木県

「とちぎの元気な森づくり県民税」をとちぎの森を元気にするための取組に活用していきます

森林のはたらき

栃木県の森林は、県土面積の約55%を占めており、私たちの暮らしや環境を守る上で大切な役割を果たしています。

地球温暖化の防止
レクリエーションの場になる
二酸化炭素を吸収し酸素を供給する
洪水や水不足を防ぐ
いろいろな生物のすみかになる
山崩れを防ぐ
きれいで美味しい水をつくる
木材を生産する

主な取組

とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業

- 100年超の5000haの緑化後の森林の維持管理と森林の健全な成長を促進し、森林を初めさせていただきます。
- 国産材・国産材の活用促進
- 国産材の活用促進
- 国産材の活用促進

とちぎの元気な森づくり森林所有対策事業

- 所有者等が不明な森林を適正に管理して森林の公益的機能を積極的に発揮させるための取組を行います。
- 森林所有等不明森林の調査
- 森林所有等不明森林の調査
- 森林所有等不明森林の調査

とちぎの元気な森づくり木質化等事業

- 多くの人が利用する公共施設、商業施設、商業施設等の木造・木質化等を実施し、木に頼る環境づくりを進めます。
- 木造・木質化支援事業
- 木造・木質化支援事業
- 木造・木質化支援事業

とちぎの元気な森づくり里山林整備事業

- 県民利用の里山林を整備し、明るく安全な森林にします。
- 里山林整備事業
- 里山林整備事業
- 里山林整備事業

とちぎの元気な森づくり地域活動支援事業

- 地域での森づくり活動や、森林環境学習を実施し、県民の関心が高まり、森林に関心するようになり、森林の整備活動を行います。
- 森づくりサポート事業
- 森づくりサポート事業
- 森づくりサポート事業

とちぎの元気な森づくり県民会議等事業

- 「とちぎの元気な森づくり」を次の世代に引き継ぐための維持活動や事業の普及啓発活動等を行います。
- 「とちぎの元気な森づくり県民会議」では、「とちぎの元気な森づくり」を次の世代に引き継ぐための維持活動や事業の普及啓発活動等を行います。
- 「とちぎの元気な森づくり」の推進を目的として、県民一人ひとりが森の大切さに気づき、育んだ森の現状を認識し、新たな森づくり活動に取り組んでいくことが必要です。
- 「とちぎの元気な森づくり」の推進を目的として、県民一人ひとりが森の大切さに気づき、育んだ森の現状を認識し、新たな森づくり活動に取り組んでいくことが必要です。

事業費・約8億円の取組

- 未来の森林地 (約3億5千万円)
- 里山林整備 (約2億4千万円)
- 木造・木質化 (約1億2千万円)
- 森林所有対策 (約2億5千万円)
- 県民会議等 (約5千万円)
- 地域活動支援 (約3千万円)

3. 森づくり事業の今後の課題

市内 8 団体が積極的に森づくりに取り組んで維持管理を行っているが、10 年を経過し幾つかの課題が浮上して来ている。

① 事業面積の維持

県民税事業で地権者と 10 年間協定を締結している。その協定期間が平成 29 年度から令和 4 年度の期間で順次満了となり、再協定の締結を行う状況に来ているが、実際に 29 年度 30 年度に地権者に対して事業説明を行い再協定の締結を依頼したが、数名の地権者から同意を頂くことが出来ず事業面積が減少している。今後再協定事務において全ての地権者に同意をもらえるかが課題。

② 団体の高齢化

森づくり事業を始めて今年度で 12 年目を迎えているが、管理を行っている多くの団体では構成員の世代交代が出来ておらずに高齢化が進んでいる。今後も里山林の管理を継続して行ってもらう為にも若い世代にも里山林の管理に協力してもらうことが課題。

③ 県民税事業の動向

本年 4 月 1 日森林経営管理法施行により市町村が主体となって地域の森林を経営管理する制度が創設され、同時にその財源として森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律も施行された。

導入にあたって県と自治体の役割分担や県民税事業との整理等が協議されており今後の事業等の動向が不透明な状況。

県民税事業で森づくりを行っている団体と密に相談協議を行って今後も整備した里山林を維持したいと考えている。

4. 森林組合などとの連携体制

真岡市においては、森の維持管理は地域の森づくり団体が行っている状況であり森林組合との連携体制は特に取っていない。

5. 今後の財源確保

県民税事業の動向が国の森林環境税及び森林環境譲与税が導入されたことによって不透明であるが、栃木県と密に連携をとって随時状況を確認しながら対応して行く。

質疑

(問) 森づくり県民税（個人年額 700 円）は決して安くはないが制度導入に当たって市民理解を得るのに苦労したのでないのか？経過と現状について伺う。

(答) 当初、なんで 700 円も取られるのかとの声もあったが、大きな苦情が寄せられたとは伺っていない。

一方、地域において森づくり団体を結成して永年的に管理をして頂くことに関

しては、同意・賛同頂けない部分があったと伺っている。

荒れ果てた里山林が地域にあるなか、整備のほぼ全額を県費での補助が受けられることから粘り強く説明させて頂いき、最初に2~3団体に理解を得て事業を実施して行き他の地域に拡大出来た。

現状、地域で綺麗な里山が維持出来ており子ども育成会の活動やお祭りなど地域の憩いの場となっている所も多くあり、管理団体からは今後もやって行きたいとの声を頂いている。

(問) 森づくり事業の再協定締結時に地権者から同意が得られない理由について伺う。

(答) 事業面積が、地権者からの同意がもらえずに減少する事例が出ている。

今回29年度・30年度の2年間において同意頂けなかった理由の1つは開発(太陽光)計画を持っていること。もう1つは地権者が代替わりして市内に在籍しておらず(所在不明)地権者とコンタクトが取れないことがあげられる。

(問) 通学路等の安全安心を確保するための里山林整備事業とは、里山林の中に通学路があることから整備するものと理解して良いのか。

(答) 通学路等の安全安心を確保するための里山林整備は、児童生徒が通学路として利用する可能性が高い道路に近接する里山林であって、道路から50m以内の区域にヤブ化など荒れた里山林である場合に適用される事業。真岡市においては、整備した里山林は無い。

(問) 整備されている里山林における地権者数はどのくらいなのか。

(答) 整備面積5haだと、地権者数は20~30人になる。

(問) 木質バイオマスなど森林資源の循環利用事業に取り組んでいるのか。

(答) バイオマス・燃料部分への木材の利活用の取り組みは行っていない。

公共建築物や施設に木製品を活用する場合は、県の交付金事業を活用しており、現在建設中の新庁舎においては、1階ロビーに県産材(木製品)を活用することから、本年度県民税事業の交付を申請している。

また木製品の使用に関しては、公共施設で市民が休憩できるベンチであったり、市内小学校に木製の椅子・机の配置において県民税事業を活用している。(小学校は概ね全校、今後中学校へ拡大する予定)

(問) 整備された里山林は、公園のような位置づけなのか?整備後の方向性は?

(答) イメージとしては、地域で森林を維持管理しつつ、色々な森林学習会であったりイベントで使えるような里山林として管理して頂きたいと考えている。

ただ、公園のように誰でも気軽に入って頂くことは可能だが、どちらかと言う

と地域の人が休んだり散歩道として使って頂くイメージで整備管理を継続して頂いている。

(問) 里山林整備事業の仕様について。

(答) ふれあい・憩いの場、イベントで使えるような山林にするという統一性はもって整備はしているが、整備後の維持管理については何処を中心に維持管理して行くかは地域にお任せしている。

規模・面積・団体人数により、毎年全ての面積を綺麗に出来ているかと言えば難しく、地域によって徐々に差が出ている。

(問) 高齢化への対応策とは？

(答) 高齢化により、だんだん管理して行く人が減少することが想定されることから考えなければならない。

整備しても常に管理しなければ荒れることから、規模はコンパクトにと考えてはいるが、コンパクトだからこそ維持出来ている部分がある。

(問) 里山林整備は、野生獣の防除につながっているか？

(答) 一定の役割は果たしていると感じている。

6. 現地調査：ふれあいの森伊勢崎

考察

近年都道府県レベルの自治体で、地方の課税自主権を活用した地方独自税として、荒廃の度を増している森林環境を整備し水源確保など森林の公益的機能を守るための費用を県民から広く薄く税を徴収することによりまかない負担しようとする制度が次々と導入・検討されている。

栃木県は、平成20年4月『**とちぎの元気な森づくり県民税**』を導入している。

真岡市は、栃木県の南東の平野部に位置し全体的に平坦で総面積は167.34 km²、うち民有林面積は1,424 haで多くが平地林、森林が市総面積の約8%余りという状況の中で県民税事業を活用して、都市化の進行の中で住宅地に隣接する放置林を市民協同で整備し、その活動を真岡市独自に創設した事業と併用させ、活動への支援や里山林等の持続的な保全のためのボランティア団体の育成・確保等を行っている姿勢や、課題として起こってきたボランティア団体の高齢化や放置林化した要因とも言える地権者数の多さによる事業継続の困難さなどについて伺うことが出来た。

帯広市において、住宅地に隣接する放置林の報告は無く整備事例がないことから比較検討できないが、豊かな水や空気を育み安全で安心できる国土をつくり、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きを持つ森林は、市民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくためには市民協働が不可欠であること

から、県独自税導入時から住民との粘り強い会話を基に事業を地域に拡大させていった取り組み事例の一つとして参考にしたい。